

# 富士吉田市国土強靱化地域計画

令和 3 年 3 月



富士吉田市



# 目次

|                                   |               |
|-----------------------------------|---------------|
| <b>第1章 富士吉田市国土強靱化地域計画について</b>     | <b>- 1 -</b>  |
| 1-1 計画の策定趣旨                       | - 1 -         |
| 1-2 計画の位置付け                       | - 2 -         |
| 1-3 基本的な進め方                       | - 3 -         |
| 1-4 計画の構成                         | - 4 -         |
| <b>第2章 富士吉田市の地域特性</b>             | <b>- 5 -</b>  |
| 2-1 自然的条件                         | - 5 -         |
| 2-2 過去の災害履歴                       | - 8 -         |
| 2-3 想定されるリスク                      | - 10 -        |
| <b>第3章 富士吉田市国土強靱化地域計画の基本的な考え方</b> | <b>- 12 -</b> |
| 3-1 基本理念                          | - 12 -        |
| 3-2 基本目標                          | - 12 -        |
| 3-3 事前に備えるべき目標                    | - 13 -        |
| 3-4 計画期間                          | - 13 -        |
| 3-5 取組方針                          | - 14 -        |
| <b>第4章 脆弱性評価と重要課題の整理</b>          | <b>- 16 -</b> |
| 4-1 脆弱性評価の実施手順                    | - 16 -        |
| 4-2 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定   | - 17 -        |
| 4-3 施策分野の設定                       | - 18 -        |
| 4-4 脆弱性評価の実施                      | - 19 -        |
| 4-5 脆弱性評価に基づく配慮すべき重要課題の整理         | - 20 -        |
| <b>第5章 富士吉田市国土強靱化地域計画の推進方針</b>    | <b>- 22 -</b> |
| 5-1 保健・医療・福祉                      | - 22 -        |
| 5-2 教育・文化・スポーツ                    | - 23 -        |
| 5-3 生活環境・景観                       | - 23 -        |
| 5-4 都市基盤・防災環境                     | - 24 -        |
| 5-5 地域・産業・観光                      | - 28 -        |
| 5-6 地域経営                          | - 29 -        |
| <b>第6章 事業の重点化</b>                 | <b>- 31 -</b> |
| 6-1 重点プログラムの選定について                | - 31 -        |
| 6-2 重点プログラム選定までの流れ                | - 31 -        |
| <b>第7章 富士吉田市国土強靱化地域計画の推進</b>      | <b>- 32 -</b> |
| 7-1 市の他計画との整合                     | - 32 -        |
| 7-2 具体的な取組の推進と進捗管理                | - 32 -        |
| 7-3 K P I（重要業績評価指標）の設定            | - 32 -        |
| <b>別紙1：脆弱性評価結果</b>                | <b>- 33 -</b> |
| <b>別紙2：重点プログラム一覧</b>              | <b>- 63 -</b> |
| <b>参考資料編</b>                      | <b>- 85 -</b> |



# 第1章 富士吉田市国土強靱化地域計画について

## 1-1 計画の策定趣旨

「国土強靱化」とは、大規模自然災害等の様々な危機を直視し、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、将来をも見据えながら行っていくものである。

平成25年12月、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定されるとともに、国土強靱化に係る他の計画の指針となる「国土強靱化基本計画（以下、「国計画」という。）」が定められた。

この基本法に基づき、山梨県（以下、「本県」という。）では、いかなる自然災害が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安心・安全な地域の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するための「山梨県強靱化計画（以下、「県計画」という。）」を策定し、令和2年3月には計画の見直しを実施している。

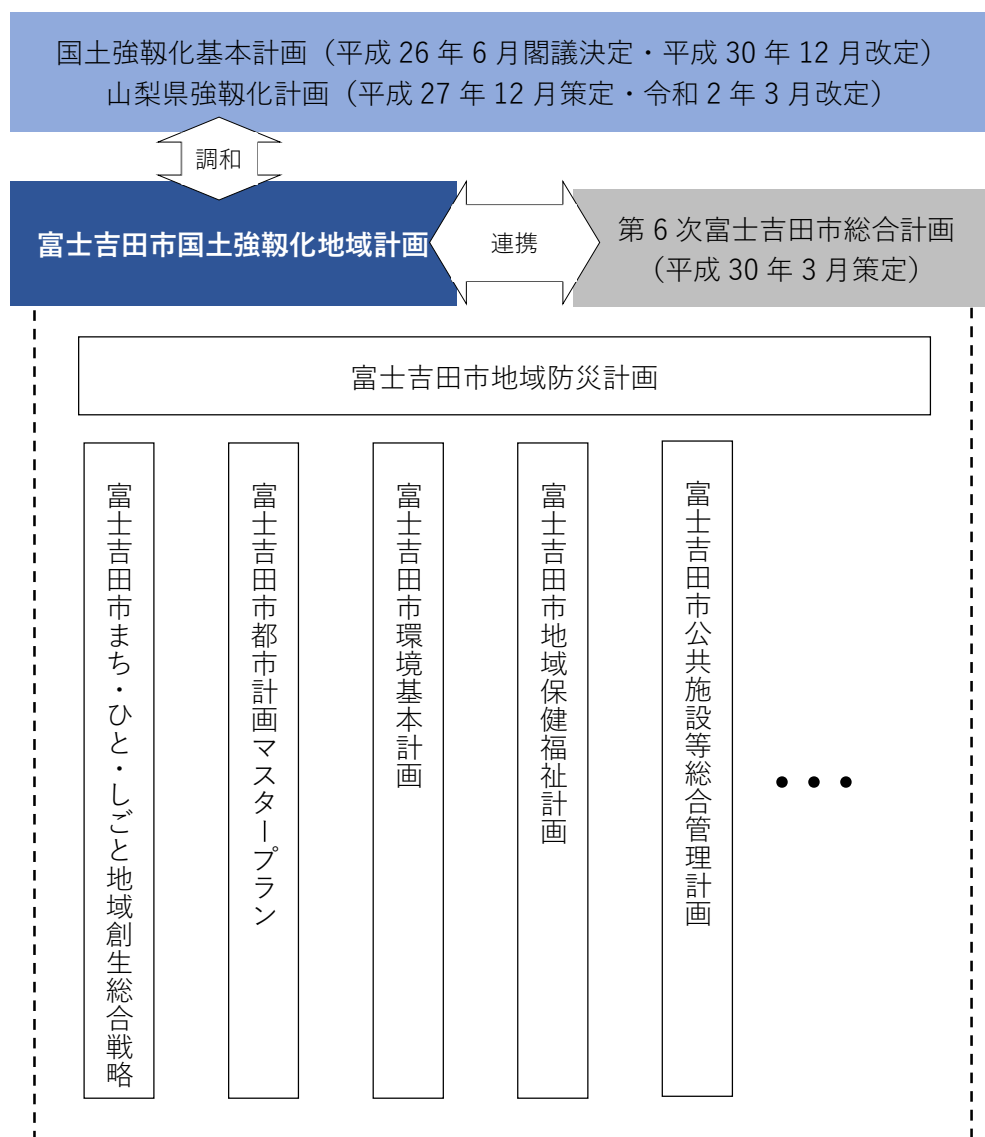
富士吉田市（以下、「本市」という。）においても不測の災害がいつ起きてもおかしくない状況にあり、常に緊張と隣り合わせの状態にある。特に東日本大震災を契機として、大規模災害への備えの重要性に鑑み、事後型対策ではなく、行政、地域が機能不全に陥らないよう事前に起こり得るリスクを考え、平時にできうる対策を行うことが重要となる。従来の狭い意味での「防災」ではなく、行政、地域の機能が維持できるよう、本市域の強靱化計画の策定を行うことが急務となっている。

このような背景を踏まえ、あらゆるリスクを見据えつつ、平時から大規模自然災害等に対する備えを行い、いかなる災害が発生しようとも、市民の生命・財産を守り、被害が致命的なものとならず迅速に回復する”強靱な富士吉田市“をつくりあげるため、本市の国土強靱化に関する指針として、「富士吉田市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定する。

## 1-2 計画の位置付け

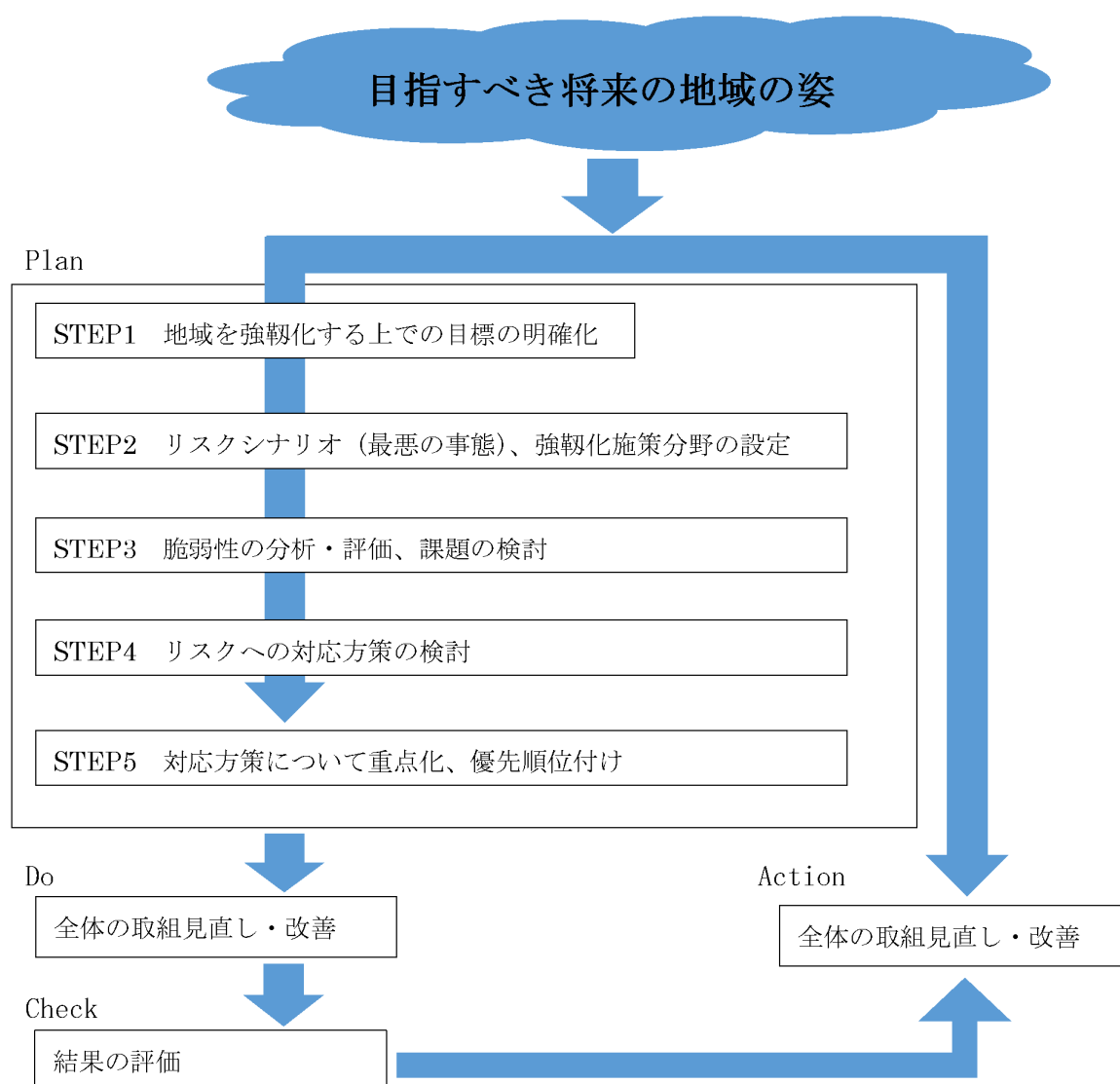
本計画は、基本法の第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものであり、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る本市の計画等の指針となるべきものである。

そのため、本計画の策定にあたっては、「富士吉田市地域防災計画」の上位計画として位置付けるとともに、本市の最上位計画である「第6次富士吉田市総合計画」をはじめとした上位関連計画との連携や国及び県計画との調和を図るものとする。



### 1-3 基本的な進め方

本計画の策定にあたっては、「地域を強靱化する上での目標の明確化」を示した上で、本市の災害特性を踏まえた「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定する。その後、担当課室への調査やヒアリング等を通して「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための事業を位置付け、それらを基に本市における国土強靱化の推進方針を整理する。「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための事業のうち、特に重要な事業を「重点プログラム」として選定し、進捗管理を実施することで本計画の推進を図る。



## 1-4 計画の構成

本計画における計画の構成は以下の通りである。

### 第1章～第3章（計画の概要、本市の現状、計画の基本理念等についての整理）

#### 第1章 富士吉田市国土強靱化地域計画について

国土強靱化に関する国・県の動向を踏まえ、本市において国土強靱化に取り組むべき背景・目的について整理する。

#### 第2章 富士吉田市の地域特性

あらかじめ想定されうるリスクシナリオに対処するためには、市域の概況や自然、環境等の把握が必要となる。そのことを再認識したうえで、予想される災害等について検討、整理し、位置付けを行う。

#### 第3章 富士吉田市国土強靱化地域計画の基本的な考え方

国土強靱化の趣旨を踏まえ、基本理念や基本目標について整理する。また、「第4章脆弱性評価」の際に事業を整理する際の項目として、「事前に備えるべき目標」を設定する。

### 第4章～第7章（計画の基本計画（施策整理・重点化）等についての整理）

#### 第4章 脆弱性評価と重要課題の整理（※）

本市における災害リスクを特定した上で、それらの災害が発生した際の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を整理し、それを回避するための事業について、担当課室への事業ヒアリングを通じ把握することで、「脆弱性評価」を実施する。

#### 第5章 富士吉田市国土強靱化地域計画の推進方針

「脆弱性評価」の結果を受けて、第3章に掲げる基本目標を達成するため、施策分野ごとの推進方針を設定する。

#### 第6章 事業の重点化（※）

本計画を確実に推進するために、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の回避に特に寄与する施策について重点プログラムに選定するとともに、重点プログラムにおける進捗管理のあり方を設定する。

#### 第7章 富士吉田市国土強靱化地域計画の推進

本計画を確実に推進するための方策について整理する。

（※）「第4章 脆弱性評価と重要課題の整理」における脆弱性評価結果及び「第6章 事業の重点化」における重点プログラムの一覧については、別紙として巻末に整理する。

## 第2章 富士吉田市の地域特性

本市の自然的条件及び過去の災害履歴について整理し、想定するリスクを特定することで、本計画における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定につなげる。

### 2-1 自然的条件

本市における自然的条件について、富士吉田市地域防災計画総則編「第4章 富士吉田市の概要と過去の災害履歴」における「第1 自然的条件」より抜粋して整理する。

#### （1）地勢

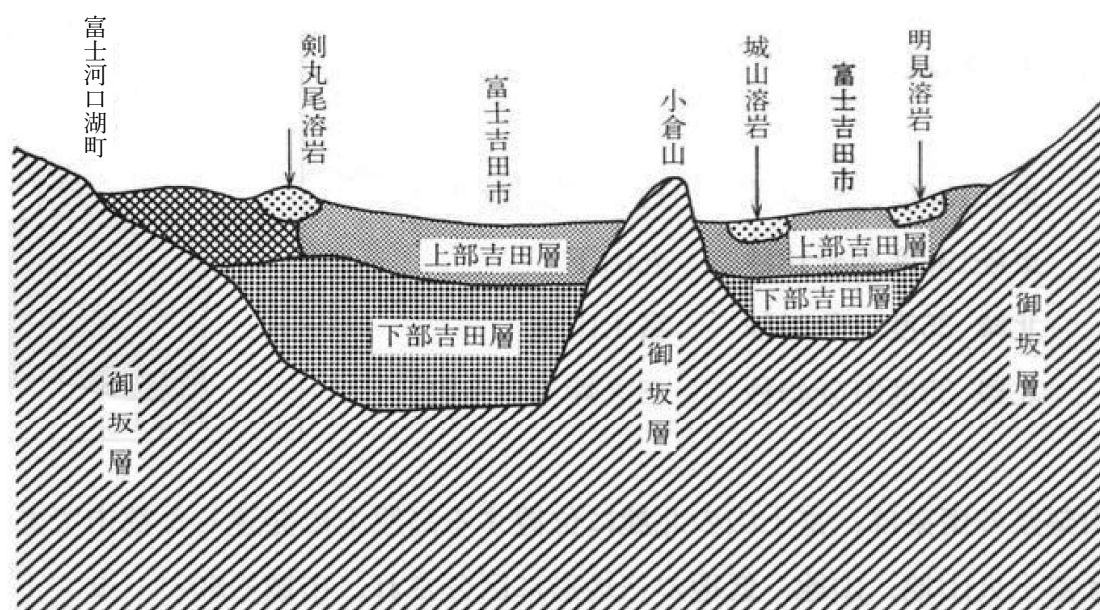
本市は、本県の南東部、富士山の北麓に位置する高原上に発達した都市であり、北を都留市、西桂町、東を忍野村、山中湖村、西を富士河口湖町、鳴沢村、南を静岡県小山町と接している。地形的には富士火山地、山地、低地の三地形に区分され、市域の80%以上が富士山麓の山林、原野で占められている。本市の北側は、御坂山地をなす三ツ峠、東側は道志山地につながる杓子山などの山なみが続き、これら山地の間を相模川の上流である桂川が流れ、扇状地状の平坦地を形成している。市街地は、標高650-850mの緩やかな勾配の上に発達し、市内には桂川、宮川をはじめ多くの河川が流れている。また、東京都心へ約100km、甲府市へ約30kmの距離にある。

#### （2）地質

本市の地質は、御坂山地を形成する第3紀の御坂層群と第4紀の富士火山を形成する火山噴出物とに分けられる。また、富士火山噴出物は、新期と古期との2つに大きく区分することができる。これらの地層の重なりは、以下の通りである。

|                                                             |       |       |
|-------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 新期 上部溶岩類 剣丸尾、雁丸尾溶岩類<br>下部溶岩類 船津、城山、明見溶岩類<br>新期泥流及び火山礫 上部吉田層 | 沖 積 世 | 第 4 紀 |
| 古期泥流及び古期溶岩類 下部吉田層                                           | 洪 積 世 |       |
| 基盤岩類 御坂層群                                                   | 中 新 世 | 第 3 紀 |

第3紀の御坂層群の地層は、富士火山の基盤となっているもので、その構成する岩石は、石英閃緑岩等の火成岩類と礫岩を主体とした泥岩、砂岩、中新世に海底に噴出し変質した玄武岩を伴う安山岩質岩石等がみられる。石英閃緑岩は、市の東南部桂川の右岸忍野よりに露出し、礫岩、安山岩質岩石は上幕地と下吉田地区の一部に分布している。なお、市の東南部には、富士火山噴出物によって島状にうめ残された御坂層で形成されている小倉山、城山がある。富士山及び富士山麓は、主に第4紀の火山地である。富士火山噴出物に覆われた地層は、玄武岩質岩石や碎屑岩火山灰からなり、溶岩がよく発達している。なお、本市の地質堆積状態の模式断面を示すと下図のとおりである。



### (3) 活断層の概要

地震災害は、地質構造線と関係が深く、特に活断層の存在は阪神・淡路大震災のような直下型地震と密接なかかわりを持っている。本県にも幾条もの構造線(活断層)が交錯しているが、地震発生数は、主に二つの構造線に集中している。

一つ目は、富士・八ヶ岳構造線で県内有感地震の約34%、二つ目は、甲府構造線で約20%が発生している。関東大震災の際に県内で、特に震害の大きかった地区の分布をみると、これらの地区が、ある方向をもって配列している。これによると震害の大きい地区は、笛吹川の沿岸及びその南側の曾根丘陵地帯一帯、桂川北側の河口湖、三ツ峠、都留市大幡、大月市賑岡を結ぶ線一帯、桂川南側から本市明見、都留市三吉、開地、盛里、大月市富浜、小菅村桐原を結ぶ線一帯の三つ目の区域である。これらの区域は、方向をもっていてN50° Eの方向に連続している。また、これらの区域の地質構造から、この方向は甲府構造線と呼ぶ活断層区域と一致する。本市においても、大月から富士吉田に至る桂川沿岸に、北東方向に走る活断層の存在が確認されており、これらに沿って過去数回マグニチュード5～6級の地震が発生している。

### (4) 気候

本市の気候は、富士山麓に位置し標高が高いため、夏は涼しく、冬は南西の季節風の影響を受け寒い日の続く、典型的な寒冷地の気候を示している。

年間降雨量は、平成27年～令和元年の平均値で1,559mmと、全国平均より少ないものの県内では雨が多く降る地域となっている。年間の平均日照率も全国平均を上回っている。

## 2-2 過去の災害履歴

本市における自然的条件について、富士吉田市地域防災計画総則編「第4章 富士吉田市の概要と過去の災害履歴」における「第3 過去の災害履歴」より抜粋して整理する。

### (1) 過去の主な一般災害

表－過去の主な一般災害（出典：富士吉田市地域防災計画総則編）

| 災害区分           | 災害発生日              | 被災地域    | 被害状況                                                                                                            |
|----------------|--------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 風水害<br>(台風7号)  | 昭和34年8月14日         | 富士吉田市全域 | 被災総数112世帯、392人<br>住宅全壊8戸、半壊104戸                                                                                 |
| 風水害<br>(台風15号) | 昭和34年9月26日         | 富士吉田市全域 | 被災総数450世帯、1,575人<br>住宅全壊5戸、半壊15戸<br>準半壊80戸、小破損350戸                                                              |
| 雪代             | 昭和36年4月6日          | 宮川流域    | 床上浸水44戸、床下土砂流入70戸<br>流失家屋1戸                                                                                     |
| 風水害<br>(台風26号) | 昭和41年9月26日         | 富士吉田市全域 | 重傷者2人、軽傷者8人<br>住宅全壊225戸、半壊34戸<br>床上浸水43戸、床下浸水18戸<br>小破損320戸<br>農作物被害1億8千万円                                      |
| 風水害<br>(台風5号)  | 昭和58年8月16日         | 新倉地区    | 床上浸水67戸、床下浸水78戸<br>道路決壊3箇所<br>山崩れ5箇所                                                                            |
| 風水害<br>(台風12号) | 平成3年8月20日          | 向原地区    | 全壊1戸、半壊8戸<br>床上浸水76戸、床下浸水103戸                                                                                   |
| 大雪（雪害）         | 平成10年1月14日<br>～16日 | 富士吉田市全域 | 重傷者1名、軽症者1名、非住家<br>全壊11戸、半壊1戸、鉄道不通                                                                              |
| 風水害<br>(台風12号) | 平成23年9月1日<br>～5日   | 富士吉田市全域 | 床下浸水1戸<br>土砂崩れ22箇所                                                                                              |
| 風水害<br>(台風15号) | 平成23年9月21日         | 富士吉田市全域 | 床上浸水4戸、床下浸水6戸<br>土砂崩れ11箇所                                                                                       |
| 大雪（雪害）         | 平成26年2月14日<br>～15日 | 富士吉田市全域 | 積雪量143cm、死者1人、住宅全<br>壊3戸、半壊3戸<br>一部損壊36戸、農業関係施設64<br>棟、公共施設2件、避難者166名、<br>中央道・富士五湖道・R137・R138・<br>R139通行不能、鉄道不通 |

## (2) 過去の主な地震災害

表－過去の主な地震災害（出典：富士吉田市地域防災計画総則編）

| 災害発生日            | 被害状況                                                                          |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1707（宝永 4）.11.23 | 未明から富士山大噴火、関東一円に砂が降り、宝永山が出現する。                                                |
| 1854（安政元）.11.4   | 朝五ツ半時東海・東山・南海諸道に大地震、甲州各地に激甚な被害を与える。（安政大地震 M8.4）（温恭院殿御実記）                      |
| 1918（大正 7）.6.26  | 神奈川県西部を震央とする地震（M6.3）、谷村、鯉沢等に被害。                                               |
| 1923（大正 12）.9.1  | 関東大地震（M7.9 甲府震度 6）、県内死者 20 人、負傷者 116 人、全壊家屋 1,761 棟、半壊 4,992 棟、地盤の液状化現象 3 箇所。 |
| 1944（昭和 19）.12.7 | 東南海地震（M7.9）で甲府にも被害。                                                           |
| 1996（平成 8）.3.6   | 山梨県東部地震（M5.8 富士吉田市震度 5）本市では、水源の汚濁により断水となり 3,600 世帯、9,000 人に影響。                |
| 2011（平成 23）.3.11 | 東日本大震災（M9.0 富士吉田市震度 4）市内全域で停電<br>水源の汚濁により断水となり 4,000 世帯、10,000 人に影響。          |
| 2011（平成 23）.3.15 | 静岡県東部地震（M6.0 富士吉田市震度 5 弱）本市負傷者 1 人、<br>下吉田の一部地域で断水。                           |

## 2-3 想定されるリスク

想定されるリスクは、国及び県計画と同様、大規模自然災害等とし、本市域に影響を与えると想定される自然災害は、地震（南海トラフ地震、首都直下地震等）、富士山火山噴火、豪雨・豪雪等とする。また、各リスクについて、県計画を参考に以下の通り整理する。

### （１） 地震（南海トラフ地震、首都直下地震等）

南海トラフ地震（うち、東海地震）及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘されており、各地震が発生した場合に著しい災害が生ずるおそれがあるため、南海トラフ地震（うち、東海地震）に対しては、地震防災対策を推進する必要がある防災対策推進地域に、首都直下地震に対しては、緊急に地震防災対策を推進する必要がある緊急対策区域に指定している。その他、活断層による地震（釜無川断層地震、藤の木愛川断層地震、曾根丘陵断層地震、糸魚川－静岡構造線地震、身延断層地震）についても、発生した場合、本市に及ぼす影響が大きいと予想される。

### （２） 富士山噴火

気象庁の定義による活火山とは、過去1万年以内に噴火した証拠がある、又は、活発な噴気活動がある火山のことを示し、日本には、111の活火山があり、現在は休火山や死火山という用語は用いられない。富士山も、1707年に噴火記録（宝永噴火）があるので、活火山である。富士山は、日本の中央に位置し、広大なすそ野を形成している。その周辺には多数の県民・観光客等が生活又は来訪しているため、大規模な噴火の場合、影響は広範囲に及び、中小規模の噴火でも影響を被ることが予想される。また、富士山は、火山噴火予知連絡会によって、火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な50の火山に選定されている。

火山現象としては溶岩流、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流、噴石、降灰等が想定されている。平成16年に策定された富士山ハザードマップは、最新の火山に関する知見により改定作業が行われており、その中で確認された新たな噴火口を含む想定火口範囲が設定される（第一回中間報告：平成30年3月）とともに、溶岩流等の噴出物の規模等が大きく見直された（第二回中間報告：平成31年3月）。それにより、富士山火山噴火により影響を受ける地域は、広汎かつ大規模なものとなり、本市市街地を始め人口集中地域へ極めて短時間で溶岩流が到達することなど、重大な災害リスクが明らかになりつつある。また、本市は、こうした火山現象の影響予想範囲に含まれ、降灰があった地域では降雨による土石流が予想される。更には過去の歴史を遡ると、降灰については本県のみならず、静岡県及び首都圏への影響が予想される。

### **(3) 豪雨・豪雪**

本市は、急峻な地形を有しており、P8、「2-2過去の災害履歴(1)過去の主な一般災害」にみられるように、台風等の豪雨による河川の氾濫、土砂災害等により大きな被害を被っていることがわかる。豪雪災害については、平成26年2月の豪雪で交通ルートが遮断され、復旧に時間を要したため、物流ルートの寸断により、物資の供給がされなかったなどの課題がある。

### **(4) その他**

大規模な自然災害は、同時発生などにより複合災害になることも想定しなければならない。

## 第3章 富士吉田市国土強靱化地域計画の基本的な考え方

### 3-1 基本理念

国土強靱化の趣旨を踏まえるとともに、市民・行政などあらゆる主体が共に手を携えて、活力あるまちづくりを実現するために、「強くて、しなやかな活力創造都市 富士吉田」を本計画の基本理念として定めるものとする。

－富士吉田市国土強靱化地域計画の基本理念－

**強くて、しなやかな  
活力創造都市 富士吉田**

### 3-2 基本目標

国計画に定める目標と調和を図りつつ、県計画との連携を十分に考慮した上で、本市においては、基本理念である「強くて、しなやかな活力創造都市 富士吉田」を実現することが求められる。

このため、いかなる自然災害が発生しようとも、以下の基本目標の達成を目指し、「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な国土・地域・経済社会の構築に向けた国土強靱化を推進する。

#### －基本目標－

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧・復興

### 3-3 事前に備えるべき目標

あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事を避けられるよう、事前に備えるべき目標を以下の通り設定する。

#### －事前に備えるべき目標－

- ①直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③必要不可欠な行政機能を確保する
- ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- ⑤経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 3-4 計画期間

「第6次富士吉田市総合計画」と整合を図り、目標年次は令和9年度とする。また、国計画、県計画等の動向や総合計画等の改定と合わせて本計画についても適宜、見直しや改定を実施する。

#### －計画期間－

令和3年度～令和9年度

### 3-5 取組方針

本市における強靱化を推進する上での取組方針を以下の通り設定する。

#### <基本方針>

- ・本市の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討すること。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと。
- ・地域活性化等にもつながり、本市の持続的成長の促進に寄与する取組であること。

#### <適切な施策の組み合わせ>

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること。
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ・平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。また、公共施設やインフラ整備等においては、防災・減災に資するような工夫をするなど有事に活用される対策を考慮すること。

#### <効率的な施策の推進>

- ・市民需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮し、施策の重点化を図ること。
- ・既存の社会資本の有効活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資するものであること。
- ・財政が逼迫する中、国の施策、民間資金の積極的な活用を図ること。

#### <個々の特性に応じた施策の推進>

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。

#### <国、関係する都県、市町村及び民間事業者等との連携・協働>

- ・地域強靱化を効果的に進めるため、国、県、市町村との相互連携による情報共有の確保、適切な役割分担に努めること。
- ・市民生活や経済活動に影響が大きい主要交通ネットワークの確保については、国と関係都県や関係市町村、民間事業者等と連携・協働し、一体的かつ計画的に取組を促進させること。

- ・ 個々の企業における事業継続確保に向けた取組が促進するよう留意すること。また、災害時の応急対応等に備えた協定を締結するなど、広く連携を促進すること。
- ・ 計画の内容が広く市民、民間事業者等に正しく理解され、適切に実行されるよう周知に努めること。

#### **<計画の進行管理>**

- ・ 国土強靱化を損なう原因へのあらゆる面からの検証を踏まえ、長期的な視点に基づく計画的な取組の実施やP D C Aサイクルによる適切な進行管理を図ること。

## 第4章 脆弱性評価と重要課題の整理

大規模自然災害等に対する脆弱性の評価は、必要な施策の効率的かつ効果的な実施につながることから、本市の施策の推進に必要な事項を明らかにすることを目的として、国や県が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、評価を実施する。

具体的には、各々の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対して、リスクを回避するために担当課室が実施する事業の有無を確認することで、本市における脆弱性の評価を行う。

### 4-1 脆弱性評価の実施手順

本市の強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするために、本市が直面するおそれがある大規模自然災害等に対し、現行の取組のどこに問題があるのか脆弱性評価を行う。

脆弱性評価は、基本計画の策定に際し、国が定めた大規模自然災害等に対する脆弱性評価の指針に基づき実施した。

#### 【脆弱性評価の実施手順】

- ①「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定
- ②施策分野の設定
- ③脆弱性評価の実施
- ④脆弱性評価に基づく配慮すべき重要課題の整理

本計画における国土強靱化の推進方針の作成

## 4-2 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

脆弱性評価の実施にあたり、本市における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」について、県計画を参考に設定した。

### 【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）】

| 事前に備えるべき目標 |                                                    | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） |                                                                                  |
|------------|----------------------------------------------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 1          | 直接死を最大限に防ぐ                                         | 1-1                    | 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生                                 |
|            |                                                    | 1-2                    | 住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生                                           |
|            |                                                    | 1-3                    | 豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生                                           |
|            |                                                    | 1-4                    | 富士山火山噴火による多数の死傷者の発生                                                              |
|            |                                                    | 1-5                    | 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生                                                             |
|            |                                                    | 1-6                    | 豪雪等に伴う多数の死傷者の発生                                                                  |
| 2          | 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する     | 2-1                    | 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態                                                 |
|            |                                                    | 2-2                    | 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生                                                             |
|            |                                                    | 2-3                    | 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下      |
|            |                                                    | 2-4                    | 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足（2-5の滞留者を除く）                            |
|            |                                                    | 2-5                    | 富士山火山噴火、地震等に伴うスバルライン等の寸断により下山に時間がかかり、富士山五合目以上の区域に多数の滞留者が発生し、水・食料、一時避難場所が確保できない事態 |
|            |                                                    | 2-6                    | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生                                                             |
|            |                                                    | 2-7                    | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生                                        |
| 3          | 必要不可欠な行政機能を確保する                                    | 3-1                    | 広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発                                     |
|            |                                                    | 3-2                    | 交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全                                         |
| 4          | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する                           | 4-1                    | 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止                                                           |
|            |                                                    | 4-2                    | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態                                               |
|            |                                                    | 4-3                    | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態                               |
| 5          | 経済活動を機能不全に陥らせない                                    | 5-1                    | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産                                               |
|            |                                                    | 5-2                    | エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響                                          |
|            |                                                    | 5-3                    | 基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・東富士五湖道路・鉄道）の機能停止又は市外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響                    |
|            |                                                    | 5-4                    | 食料等の安定供給の停滞                                                                      |
| 6          | ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる | 6-1                    | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止                        |
|            |                                                    | 6-2                    | 長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止                                                      |
|            |                                                    | 6-3                    | 地域交通ネットワークの分断                                                                    |
|            |                                                    | 6-4                    | 防災インフラの長期にわたる機能不全                                                                |
| 7          | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない                              | 7-1                    | 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺                                            |
|            |                                                    | 7-2                    | ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生                                  |
|            |                                                    | 7-3                    | 有害物質の大規模拡散・流出                                                                    |
|            |                                                    | 7-4                    | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大                                                                |
| 8          | 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する                    | 8-1                    | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態                                              |
|            |                                                    | 8-2                    | 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態       |
|            |                                                    | 8-3                    | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失                                   |

### 4 - 3 施策分野の設定

脆弱性評価は、基本法において国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととしているため、「第6次富士吉田市総合計画」の施策分野を参考に、以下の通り個別施策分野として6分野を設定した。

#### 【本計画における施策分野】

- ①保健・医療・福祉
- ②教育・文化・スポーツ
- ③生活環境・景観
- ④都市基盤・防災環境
- ⑤地域・産業・観光
- ⑥地域経営

## 4-4 脆弱性評価の実施

脆弱性評価では、担当課室へのヒアリングにより、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本市が実施している又は実施予定の事業を確認し、本市の国土強靱化に向けた課題の整理を実施した。

脆弱性評価では全168の取組があげられた。また、それぞれの「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に該当する取組数一覧を以下に示す。なお、取組数について、関連する「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に重複して整理している。

なお、「別紙1：脆弱性評価結果」に、脆弱性評価の実施結果を示す。

| 事前に備えるべき目標 |                                                    | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）                                                               | 取組数 |
|------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1          | 直接死を最大限に防ぐ                                         | 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生                                 | 32  |
|            |                                                    | 1-2 住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生                                           | 24  |
|            |                                                    | 1-3 豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生                                           | 24  |
|            |                                                    | 1-4 富士山火山噴火による多数の死傷者の発生                                                              | 44  |
|            |                                                    | 1-5 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生                                                             | 25  |
|            |                                                    | 1-6 豪雪等に伴う多数の死傷者の発生                                                                  | 21  |
| 2          | 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する     | 2-1 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態                                                 | 48  |
|            |                                                    | 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生                                                             | 32  |
|            |                                                    | 2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下      | 18  |
|            |                                                    | 2-4 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足（2-5の滞留者を除く）                            | 11  |
|            |                                                    | 2-5 富士山火山噴火、地震等に伴うスパルライン等の寸断により下山に時間がかかり、富士山五合目以上の区域に多数の滞留者が発生し、水・食料、一時避難場所が確保できない事態 | 17  |
|            |                                                    | 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生                                                             | 5   |
|            |                                                    | 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生                                        | 28  |
| 3          | 必要不可欠な行政機能を確保する                                    | 3-1 広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発                                     | 1   |
|            |                                                    | 3-2 交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全                                         | 39  |
| 4          | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する                           | 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止                                                           | 6   |
|            |                                                    | 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態                                               | 7   |
|            |                                                    | 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態                               | 10  |
| 5          | 経済活動を機能不全に陥らせない                                    | 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産                                               | 2   |
|            |                                                    | 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響                                          | 4   |
|            |                                                    | 5-3 基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・東富士五湖道路・鉄道）の機能停止又は市外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響                    | 13  |
|            |                                                    | 5-4 食料等の安定供給の停滞                                                                      | 6   |
| 6          | ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる | 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止                        | 4   |
|            |                                                    | 6-2 長期にわたる上水道等の供給停止や污水处理施設の機能停止                                                      | 14  |
|            |                                                    | 6-3 地域交通ネットワークの分断                                                                    | 27  |
|            |                                                    | 6-4 防災インフラの長期にわたる機能不全                                                                | 1   |
| 7          | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない                              | 7-1 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊に伴う陥没による交通麻痺                                             | 9   |
|            |                                                    | 7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生                                  | 5   |
|            |                                                    | 7-3 有害物質の大規模拡散・流出                                                                    | 0   |
|            |                                                    | 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大                                                                | 9   |
| 8          | 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する                    | 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態                                              | 0   |
|            |                                                    | 8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態       | 23  |
|            |                                                    | 8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失                                   | 2   |

#### 4-5 脆弱性評価に基づく配慮すべき重要課題の整理

脆弱性評価結果を受けて、本市の国土強靱化に向けて特に重要となる課題を以下の通り整理した。

##### (1) ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

地震や風水害をはじめとした災害から市民を守るためのハード整備と、ハード整備だけでは対応できない大規模な災害への備えとして避難から復興に至るまでのソフト対策を適切に組み合わせ、災害の被害が最悪の事態に展開することを阻止する必要がある。

特に、近年台風や頻発する豪雨の激しさが一段と顕著なものとなっており、多くの被害が発生している。このため、これまで以上に、河川等や土砂災害防止施設等のハード対策の着実な推進と、地域住民や関係機関と連携した警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。

##### (2) 事前復興の視点を取り入れた安心・安全で魅力ある地域づくり

事前復興とは、被災後の復旧事業の困難さを考え、事前に復興しやすいまちづくりを推進し、災害に強いまちづくりを実現することである。具体的には、災害時の迅速な復旧・復興は重要であるが、単に元に戻すことのみを目指すのではなく、復旧・復興の機会に、地域の土地利用や産業構造、社会資本の将来の在り方を見据え、また、地域独自の文化や生活様式等の伝承の視点も加えて、より強靱なまちづくり・地域づくりの実践を目指し、平時から準備しておくことが必要である。

特に、東日本大震災以降、被災地における地域活力の低下を防ぐ取組の重要性が再認識されており、本市においても、大規模災害による復旧・復興段階を事前に見据えた取組を進める必要がある。また、本市の特性を踏まえると、富士山関連の災害、地震、内水氾濫や土砂災害等、自然災害のリスクが高い地域を中心に、人的・物的被害を最小限に食い止めるための適正な土地利用の規制・誘導や防災・減災対策を推進し、安心・安全で魅力ある地域づくりを進める必要がある。

### (3) 広域災害に備えた地域防災力の強化

災害対応は、市民一人一人が主体的に取り組む「自助」及び自主防災組織・消防団を中心に地域住民、事業所、学校等が協力して取り組む「共助」が基本となる。南海トラフ巨大地震等の広域災害では、地域の消防や警察だけでは十分な救出・救助活動ができない事態となることが想定されることから、地域の防災力の強化を図る必要がある。

「自助」としては、住宅の耐震化や家具の固定、食料等の一時的な物資のストック等の家庭内対策について、住民意識を高めるための啓発活動の実施が求められる。また、「共助」としては、災害時の活動主体となる人材の確保等、有事の際に活動主体が活動しやすい環境を事前に整えることが求められる。

被災地での食料・飲料水等の生命に係る物資供給の長期停止に対しては、水道施設・水道基幹管路の耐震化等により被害を最小限に抑えるとともに、市民の食料・飲料水等の備蓄の促進等の取組が求められる。

自治体、警察、消防等の救助・救急活動等における人員不足等が懸念されるため、消防団員の確保や自主防災組織の体制整備等を促進する必要がある。

## 第5章 富士吉田市国土強靱化地域計画の推進方針

脆弱性評価結果を受けて、基本目標を達成するため、施策分野ごとの推進方針を設定した。

### 5-1 保健・医療・福祉

#### (1) 保健福祉機能の維持

保健、医療の拠点となる富士北麓総合医療センターでは、施設内設備の修繕、改修や消防設備をはじめとした設備の保守等に取り組むほか、公衆衛生を保ち住民の健康の増進に努めるため、施設内の衛生環境を確保することで、保健福祉機能の維持を推進する。

#### (2) 感染症まん延防止に関する取組の推進

定期予防接種及び任意接種の実施率の向上、その他予防接種に関する普及啓発等を推進する。また、新型インフルエンザなど新興感染症に備えた備蓄管理と運用等を推進する。

#### (3) 災害時要配慮者等の支援体制の充実

災害時要配慮者等の安心、安全を確保するため、施設環境の整備や相談支援体制の構築、それに伴うサービスの提供など災害時要配慮者等に関連する各種事業を推進する。

#### (4) 防災体制の充実・強化

保健・医療・福祉施設の利用者が災害から安全に身を守ることができるよう、災害時に避難所や拠点となる施設の保守、管理、運営、整備を行うとともに、防災体制の充実、強化を推進する。

#### (5) 医療体制の整備及び機能の継続

災害拠点病院としての役割や使命を果たすため、医療業務が停滞することなく維持、継続できる体制の整備及び機能向上を促進する。

## 5-2 教育・文化・スポーツ

### (1) 教育施設等の防災力の強化

長寿命化計画に基づく維持・管理、校舎等の耐震化・長寿命化を進めるとともに、施設に応じた安全対策（ガラス飛散防止措置等）を推進する。

### (2) 富士山防災教育の推進

市内小中学校教頭を対象とした防災教育に関する研修会の実施を推進する。また、総合防災訓練の確実な実施に向けて各学校教頭の協力体制の確立を促進する。

### (3) 文化財等の保護

重要文化財である旧外川家住宅の耐震化をはじめ、災害時等における指定文化財の被災状況の確認及び保護保全を推進する。

### (4) 防災体制の充実・強化

災害時の炊出し拠点機能を有する学校給食センターの防災機能強化として、白米を低温保存できる備蓄米庫の整備等を推進する。

## 5-3 生活環境・景観

### (1) インフラ等の長寿命化・耐震化

ごみ処理施設及びし尿処理施設について、施設・設備の長寿命化を図るため、基幹的設備改良工事等を推進する。

### (2) 自立・分散型エネルギーシステムの導入等

災害停電時に有効に利用できるよう、住宅用太陽光発電システム及び蓄電池設備設置者に対する補助金の交付、木質ペレットストーブ設置者に対する補助金の交付等を推進する。

### **(3) 都市計画・まちづくりとの連携**

本市景観計画に基づく基本的な方針や景観形成基準に従い、景観を保全、創造することで富士山の眺望や地域の個性及び特性を最大限活かした富士吉田らしい景観づくりを総合的、計画的に推進する。

## **5-4 都市基盤・防災環境**

### **(1) 家庭における取組**

家庭において、食料などの備蓄、家具の固定による転倒防止、災害の種別に応じたタイムラインの確認、隣近所との共助が図られる環境づくりなど災害への備えを促進する。

### **(2) 緊急物資・燃料の確保**

災害時に不足する食料・ガソリン・灯油などの入手について、地域企業や県との協定に基づく協力体制の構築を推進する。

### **(3) 災害に強いまちづくりの推進**

災害協定の締結、防災訓練の実施など普及啓発に関する取組を推進する。また、防災面でより一層の強化・向上のため、土地区画整理事業による市街地の活性化・再編、低未利用地の集約整備や、土地開発申請等の指導などによる整備に直結する取組を推進する。

### **(4) 災害時応急対策の推進**

応急仮設住宅・民間賃貸住宅等の手配、各種企業・団体との協定に基づく災害時応急対策業務の協力体制の確保、発電機及び蓄電池等を整備することにより災害時における電源確保に関する取組を推進する。

### **(5) 災害時保健医療体制の整備**

災害時に必要な医療体制がとれるよう、各種関係機関との協力体制の構築、医薬品等の備蓄・供給体制の整備に関する取組を推進する。

## **（６） 市役所の災害対応力の強化**

災害時の業務継続計画（BCP）に基づく体制の確立・検証に関する取組のほか、庁舎の長寿命化・維持管理及び地域防災計画に基づく災害対応を推進する。

## **（７） 地域防災力の強化**

自主防災組織の育成、防災資機材の整備促進、防災出前講座の実施のほか、自主防災組織単位の地区防災計画の策定に関する取組を推進する。

## **（８） 災害情報の提供・通信機能の強化**

災害時情報伝達手段の強化として、防災行政放送システムの整備、各世帯への戸別受信機の配備、広報計画に基づく災害情報の伝達、被災状況等の情報収集体制の整備などの取組を推進する。また、平常時の取組としてハザードマップや防災パンフレットなどを作成、周知を推進する。

## **（９） 避難所・救護所等の整備**

地域防災計画及び想定される避難者、帰宅困難者の人数に基づき必要な避難所数の充足が図られるように取組を推進する。また、避難所・救護所の機能向上のために必要な取組を推進する。

## **（１０） 備蓄品の整備**

地域防災計画及び想定される避難者、帰宅困難者の人数に基づき必要かつ有効な物品の計画的な備蓄を推進する。また、有効期限のある備蓄品の管理及び社会情勢や時代に即した新たな備蓄品の購入に必要な備蓄スペースの確保を推進する。

## **（１１） 復旧体制の強化**

災害によるライフライン等の被害に対して、迅速な復旧を図るため、各種関係企業・団体との協定締結による協力及び連絡・連携体制の構築を図るとともに、災害復旧対策計画策定のための体制構築を推進する。

## **(12) 避難所等の運営体制の充実**

避難所の開設から運営までを円滑に実施するため、避難所運営マニュアルの整備や防災訓練の実施により、避難所運営体制の構築を推進する。また、災害時に安心した避難ができるよう、災害ボランティアコーディネーター養成、災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施、避難行動要支援者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施、女性や子育て世帯、外国人に配慮した避難所運営などの取組を推進する。

## **(13) 上下水道における取組の推進**

上水道については、新たな水源の確保のための施設整備、老朽化する施設及び配水管路の更新・耐震化・修繕を図ることで、安心で安全な水道水の安定供給を推進する。下水道については、事業計画に基づく未普及地域への施設整備や公共下水道ストックマネジメントに基づく修繕・改築計画の策定等を行う。

また、下水道認可区域外の居住用建物への合併浄化槽の設置を促進し、公共用水域の水質保全を推進する。

## **(14) 火災等への対応**

消火活動に欠かせない消防水利の整備を進めるとともに、消防団の防火パトロール等を通じ、市民への火災意識の普及を促進する。

## **(15) 建築物等の耐震対策等の推進**

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について、普及・啓発に積極的に取り組む。特に、新耐震設計以前（昭和56年5月31日以前）に建築された木造住宅及び防災上重要な避難路沿道に建つ特定建築物については、耐震診断及び耐震改修工事等を促進する。また、市営住宅については、老朽化への対応として、建物及び住宅敷地内の適正な維持管理等を推進する。

## **（１６） 災害時に備えた広域道路ネットワークの整備推進**

（仮称）富士吉田南スマートインターチェンジや国道138号の4車線化、それに付帯する沿道、市道の付替え、改良を行うことで災害時の迅速な避難に繋がることから、広域道路とのネットワーク整備を推進する。

また、発災後の復旧・復興を見据えた面的エリアとして、緊急時支援物集積場所の拠点となるリフレふじよしだエリア、災害ボランティアの拠点となる（仮称）富士の杜巡礼の郷公園は、それぞれ役割や機能を持たせた整備を行うことにより、円滑な広域道路ネットワークとの連携を推進する。

## **（１７） 市道等の道路ネットワークの確保**

災害時における道路ネットワークの確保を実現するため、迅速な道路インフラ復旧や道路整備を推進する。また、厳しい地形、多様な気象条件、大規模災害等の脆弱性に対応するため、橋梁やトンネルのメンテナンスサイクルの構築や、多段階の対策を推進する。

## **（１８） 消防・救急・救助体制の強化**

地域防災力の維持・向上に必要不可欠である消防団員の入団促進や教育訓練の充実を図るとともに、地域の災害活動拠点である消防団の詰所や消防団車両等、装備の充実強化を推進する。

## **（１９） 地籍調査の実施**

国土調査法に基づき土地の最も基本的な情報である地籍を明らかにし、記録することで、復元、復旧することが容易となることから、災害による迅速、円滑な行政、経済活動につながる取組として、引き続き地籍業務を推進する。

## **（２０） 都市計画・まちづくりとの連携**

富士北麓の中心都市としての役割を果たすため、都市計画マスタープランに基づき広域拠点にふさわしい都市機能を形成し、自然災害等に対しても安心・安全な都市基盤整備を推進する。

## **(21) 急傾斜地崩壊対策の推進**

がけ崩れ等の災害から地域住民の生命と安全を確保するため、県が事業展開する急傾斜地の崩壊に関する安全対策工事を推進する。

## **(22) 特定空家等対策の実施**

危機管理意識の啓発を行い、危険性のある空家やブロック塀等の発生を未然に防ぐ取組を行うとともに、災害時に倒壊の恐れのある老朽化した空家や危険性のあるブロック塀等に対して、撤去・改修等を促進する。

## **(23) 富士山火山防災の推進**

富士山噴火が発生した際の地域防災計画（富士山火山編）の改訂、富士山火山防災に関する施設整備等を推進する。また、噴火警報等の情報伝達が迅速に行われるよう、国や県、関係機関との顔の見える関係の構築を推進する。

# **5-5 地域・産業・観光**

## **(1) 山地災害に備えた整備推進**

山地、山林災害に備え、森林の災害防止・国土保全機能を早急に強化するほか、林道橋梁の長寿命化計画による橋梁の補修や危険箇所の落石防止網設置を推進する。また、大雨、台風、積雪などにより、山林や林道等での被害発生につながる状況下において、情報把握と迅速な対策につなげるために、パトロールについても併せて実施する。

## **(2) 幹線農道等の道路ネットワークの確保**

災害時における道路ネットワーク確保のため、幹線農道等の新設、改良及び維持管理を推進するとともに、安全対策の取組として、農道橋梁個別施設計画策定、農道橋梁の修繕等を推進する。

## **(3) 災害時における観光客の安全確保**

災害時における観光客の安全を確保するために、滞留旅客の待機・避難場所及び情報提供を推進する。

#### **(4) 治水における取組**

災害によるため池の決壊に備え、周辺地域への被害を与える恐れのある防災重点ため池の維持管理のほか、安全対策の実施等を推進する。

#### **(5) 災害時における円滑な事業資金調達支援**

災害時における円滑な事業資金調達支援のため、中小企業に対する融資・利子補給の実施等を推進する。

#### **(6) 災害時における事業継続計画策定支援**

災害時における事業資産の損害を最小限にとどめつつ、速やかな事業継続・復旧を可能にするため、商工業事業者の事業継続計画（BCP）策定支援等を促進する。

#### **(7) 農地の保全等による災害対策の推進及び多面的機能維持**

災害時に農地を保全するため、農業用水路や取水施設の新設改良及び維持管理を推進する。また、農地を有効かつ適正に利活用できるよう、農地利用状況調査や農地パトロールを実施することで、遊休農地や耕作放棄地の解消に向けた取組を推進する。

#### **(8) 富士登山者の災害時における安全確保及び富士山の保全の推進**

富士山を訪れる者が、より安全で快適な環境で登山することができるよう、各種事業を引き続き実施するとともに富士山を後世に残していく保全活動についても推進する。

### **5-6 地域経営**

#### **(1) 防災体制の充実・強化**

地域のコミュニティの拠点となる基幹コミュニティセンターについて、利用者の利便性の向上はもとより、避難所として活用できる施設とするため、施設機能の向上に関する取組を推進する。また、市内各自治会が管理するコミュニティ供用施設地区会館は地域の拠点となる施設であることから、施設の維持、管理を引き続き推進する。

## **（２） 地域防災力の強化**

地域コミュニティの主たる活動団体としての自治会を支援することが、いかなるときも共助の大きな力となることから、自治会活動への支援について、引き続き推進する。

## **（３） 被害情報の収集体制の確立**

各課が持ち合わせる情報を統合型地理情報システム（GIS）に一元化することにより、平時からの備えや対策に活用することができるうえ、災害時の円滑な初動体制にも繋がるため、引き続き運用を推進する。

## **（４） 施設の長寿命化を図るための公共施設等総合管理計画の推進**

施設を長寿命化するための改修時期やライフサイクルコストを把握することで、より施設を安全に維持、管理していくことにつながるため、公共施設等総合管理計画を推進する。

## **（５） 災害時に備えた広域道路ネットワークの整備推進**

災害時に備えた広域幹線道路ネットワークの整備に向け、関係市町村と連携する中、早期の着手に向け、関係各所に対し、引き続き陳情・要望活動の実施を推進する。

## **（６） 災害情報及び環境の整備**

安心・安全な地域コミュニティの形成を図るため、災害時要配慮者となる外国人に対して、多言語・やさしい日本語での情報発信、災害多言語支援センター設置に向けての協定締結、外国人向け研修の支援をすることで災害情報を含めた情報提供及び環境の整備を推進する。

## 第6章 事業の重点化

### 6-1 重点プログラムの選定について

本計画における基本目標の実現に資するものとして、本市において特に推進する必要がある事業を重点プログラムとして選定した。

**基本目標①：人命の保護が最大限図られること**

**基本目標②：社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること**

**基本目標③：市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化**

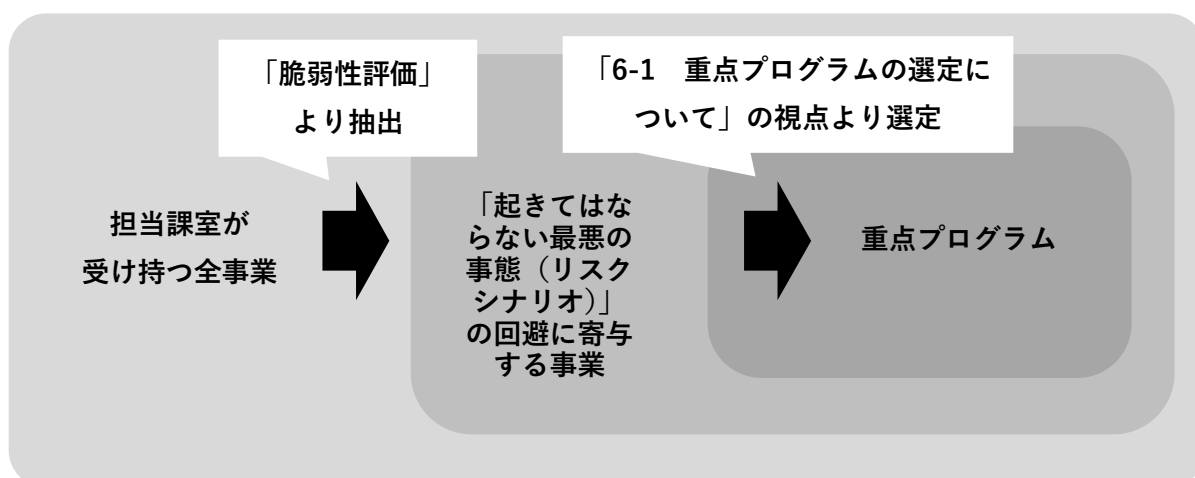
**基本目標④：迅速な復旧・復興**

また、重点プログラムの選定にあたっては、担当課室へのヒアリングを実施しており、担当課室が選定する際の主な視点は以下の通りである。

- ・ 計画期間の間に重点的に実施すべき事業
- ・ 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、特に有効な事業

### 6-2 重点プログラム選定までの流れ

担当課室が受け持つ全事業より、「脆弱性評価」を通して「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の回避に寄与する事業を抽出したうえで、「6-1 重点プログラムの選定について」の視点をもとに、重点プログラムを選定した。



## 第7章 富士吉田市国土強靱化地域計画の推進

### 7-1 市その他計画との整合

本計画は、本市の各種計画における国土強靱化に係る指針となるものであるため、本計画を見直す際には、本市における総合計画や総合戦略等の上位・関連計画との整合を図る。

### 7-2 具体的な取組の推進と進捗管理

国土強靱化の推進方針に記載の各項目について計画的に推進するために、「別紙1：脆弱性評価結果」を用い、定期的に進捗管理や評価等を行い、その結果を踏まえて、PDCAサイクルを用いて、適宜、見直しを行うものとする。

### 7-3 KPI（重要業績評価指標）の設定

国土強靱化の推進に当たっては、強靱な地域づくりのために、長期的な視野を持つことが重要となるが、大規模自然災害等は、いつ起こるか想定できないことを踏まえ、特に重要な事業については、1年ごとの成果を把握するという短期的な視点を持ち、事業の実施と進捗管理を実施することが重要となる。

そのため、重点プログラムについては、KPI（重要業績評価指標）を設定し、事業の取組状況について進捗管理を実施する。KPIとは、組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標であり、本計画においては、重点プログラムの各事業における「目標値」のことを示す。